

# 經濟論叢

第八十五卷 第一號

---

經濟發展と貿易……………	松 井 清	1
若きロックの自然法思想( )……………	平 井 俊 彦	15
ドイツ民主共和国における私的中小企業の 社会主義的改造について……………	金 鍾 碩	29
アメリカ原子力産業の独占構造と 国家の役割……………	金 田 重 喜	46
<b>書 評</b>		
R・ケルフーコーエン『イギリスの 国有化』……………	山 本 尚 一	61

---

昭和三十五年一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# 若きロックの自然法思想(一)

平井俊彦

## 一 二つの論点

ロックのブルジョワ自由主義思想は、普通、名譽革命直後に公にされた諸著作<sup>1)</sup>に求められている。わたくしはこれらの著作について、以前にロック思想体系を再構成してきた<sup>2)</sup>。だが、ロックの思想はすでに一六六〇年代に書かれた諸著作に、その原型があらわれている。ことに、一九三六年に一六七〇年代の『悟性論草稿』が、エアロンとギブの手で出版され、最近さらに、一六六四年の『自然法論』がライデンの手で公にされてから、初期ロックの研究が内外できわめて大きな系争点となってきた<sup>3)</sup>。これらの資料は、ロック思想形成の研究史の上で画期的な発見であることは、いうまでもない。ロック思想の出発点となる資料がいままで欠けていたために、一六六四年に書かれたといわれる『自然法論』の公刊のもつ意味は、とりわけ重要である。わたくしは、この論文のなかで、『自然法論』を手がかりに、一六六〇年代における若きロックが、どのような思想的立場に立っていたか、そしてこの立場が近代思想の発展の上でどのような歴史的意義をもっているかという問題をば、これまでの研究史を批判しながら、説明していこう。この初期ロック思想を理解するにあたって、まずここで、若きロック像に関するつぎの「二つの

論点一を提示して、わたしの研究の視点を定めておきたい。

ところで、これまでの研究史のしめすところでは、『自然法論』の取りあつかい方は、主として九〇年代のロック像を前提して、それとの対比において、六〇年代のロックの立場を特色づけるという仕方であった、といえよう。しかも、このばあい主に政治思想の視角から両者の比較がおこなわれてきた。この視角から初期のロックの政治的立場をみると、こうである。一六九〇年の『政治論』は、いうまでもなく政治的自由主義の典拠で、イギリス・ブルジョワ革命の思想上の総決算であり、さらにフランスやアメリカのブルジョワ民主主義革命の思想的武器となつたのに対し、こうした近代的思想は初期のロックにはまったくみられない。一六六四年の『自然法論』では、ブルジョワ的個人の自然的権利がみとめられず、かえつて神の命のことばのもとに秩序が要求され、自然法が一方的に個人に義務を課し、上から個人をつかんでいる。そこでは、ホッブスが自然状態において定立した自然権をもつ近代的個人、いいかえれば自己の生命を維持し欲求を追求する人間すら、市民権をみとめられない。むしろ、ロックはこのようなホッブスの近代的な自然権に敵対していたようにみられさえする。ことに「人民の声は神の声ではない」というとき、そこにはピューリタン革命における議会派や左翼陣営に対する批判がよみとれ、むしろ王政復古への讚美の歌が奏でられている、というのである。

たしかに、政治思想の視角からロックの初期の思想をながめるとき、革命権を否定して王政復古に合法性をみとめている点で、あるいは人間の自然的権利を否定して、秩序維持の義務のみを自然法の立場で人間に課している点で、反近代的性格をもっていると考えられよう。だが、この点のみを強調して、単に若きロックをブルジョワ革命の否定としてのみ評価するならば、ロック固有の積極的な思想史的意義はかえりみられず、若きロックは単に中世

的な自然法思想の伝統に立ちかえり、トーマス・アクイナスやリチャード・フッカーの系統にとどまってしまうことになるであろう。極論をあえていとわれないなら、絶対王政を擁護する王権神授説以上には出ないことにもなるだろう。しかも、こうした立場からは、一六九〇年の『政治論』的地平でのブルジョワ自由主義者としてのロックと、一六六四年のロックとは全く異つた思想をもつことになり、二つの段階の連続性はたちきられることにもなるであろう。

だが、このような外見上、政治思想としての影をもつ若きロックの思想の背後には、実に輝かしい「啓蒙思想」Enlightenmentの躍動があるのである。しかも十七世紀の半ばに、王政復古の反動時代にすでに、ロックの思想の根底には根深く後期のブルジョワ的自由主義思想に、ひいては十八世紀の西ヨーロッパ諸国に開花する啓蒙思想へと展開する芽が、うえつけられているのであつて、この啓蒙思想の知性、intellectこそが、若きロックの思想に、独自の、輝かしい歴史的意義をあたえているのである。すなわち、自然法認識において、超越的な啓示 revelation をしりぞけ、人間の内なる「自然の光」light of nature をとりあげ、この光で自然法の真理をうつしたさうとした認識論がこれであつた。わたしは、この啓蒙主義思想が八〇年代から九〇年代にかけての名啓蒙時代にはなく、王政復古期である六〇年代にすでにあらわれたことを、ことに評価したい。しかも、デカルトやホッブスよりはるかに前進した思想が宿つているところに、イギリス啓蒙思想の先駆者としての意義があるのだ。ロックは自然法は神からあたえられたものであるとしながらも、同時にこれを認識する主体の認識構造を問題とした。超経験的な自然法が一方的に人間を規定しているかぎり、そこには自然法と人間とのつながりは、全く断ち切れている。だから、そのかぎりでは、人間はなんの主体的な役割をももちえないであろう。だが、ロックは超越的な啓示のみによつて神と人間とを接合することに反対して、法を認識する主体を人間の側におくのである。この人間の認識によつ

てのみ、いままでポテンシャルな効力しかもたなかった自然法が、アクチュアルな意義をもつのである。すなわち、自然法の意味は、人間の知性によつてはつきりと轉換した。とともに、人間から神への通路が主体的に確保され、むしろ啓示と理性との一致が果され、自然法が人間に内在化したのである。こうして、歴史への轉換の担い手として成熟しつつある初期ブルジョワジーは、このような認識主体として、はつきりつかまれることになつたのである。

だが、若きロックの認識する人間の主体性は、単にそれ自体として意義のあるもののみならず、きわめてユニークな点は、認識の基礎に感覚・經驗 *sence-experience* と理性 *reason* をおき、これら両者による認識作用こそが、神または自然法と人間との媒介者であるとしてゐることであろう。そしてこの感覚的經驗と理性による認識こそ、『悟性論』にあらわれる、感覚 *sensation* と反省 *reflexion* による認識論に發展するエレメントであり、したがつてまた、イギリス經驗主義 *Empiricism* の原型を形づくつてゐるものといえよう。もとより、この經驗主義そのものについてみても、『悟性論』に比較すれば、なにほどの相異はあるし、まだ、完全に体系的に展開されてはいない。そこには、十八世紀の啓蒙主義とはちがった姿はある。だが、十七世紀の中葉に、しかも王政復古の渦中にすでに、人間の經驗と理性を母胎として、超經驗的な啓示を排して、自然法を人間の内的世界へと結びつけたことは、近代ブルジョワ思想の一大轉換であり、思想的変革であると評価しうる。すなわち、若きロックの思想の幹線は、この啓蒙思想にあり、これが十七世紀の前期から後期への近代思想發展の画期をなすものといえよう。

では、どのようにか。本論の狙いは政治思想のうえでいかに影をおとしているとはいへ、若きロックの思想、すなわちロックの思想的出立の起点のうちに、すでに十八世紀へと展開する啓蒙思想の原型を、ことにイギリスのそれをば掘りおこそうとする点にあるのである。このように、わたしは若きロック像をめぐる「二つの論点」、すな

わち「政治思想の影」と「啓蒙思想の光」を提示した上で、はっきりと後者の立場に立って、前者から独立したロック像を画いてみよう。その上で、こんどは啓蒙思想の光を政治思想に投げかえしてみよう。そうすれば、闇にとざされた政治思想にも、光のあたる部分が見え、こうして新しい展望もひらかれるであろう。

(1) ロックの思想は、ほぼ八〇年代にでき上っていたが、主要な著作が出版されたのは、九〇年代の初期であった。すなわち、*An Essay concerning Humane Understanding*『悟性論』は一六九〇年、また *Two Treatises of Government*『政治論』も同年に出版され、*Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money*『利子・貨幣論』が一六九一年に、*Some Thoughts concerning Education*『教育論』が一六九三年に公刊された。なお、*A Letter concerning Toleration*『寛容論』は一六八九年、九〇年、九二年の三回にわたって出版された。これらの、詳細な文献リストは「橋論叢」J・ロック没二百五十年記念号「三三巻」五号のなかの「ジョン・ロック年譜」に収められている。

(2) 「ジョン・ロックの市民社会像」京都大学経済学部創立四十周年記念『経済学論集』三六七—四〇五ページ。

(3) 『悟性論草稿』は *An early Draft of Locke's Essay, together with Excerpts from his Journals*, edited by R. I. Aaron and Jocelyn Gibb; Oxford, 1986. 『自然法論』は *John Locke, Essays on the Law of Nature, The latin Text with a Translation, Introduction and Notes, together with Transcripts of Locke's Shorthand in his Journal for 1676*; edited by W. von Leyden; Oxford, 1954.

ライデンはこの『自然法論』の出版事情について、つぎのように述べている。「ジョン・ロックが一七〇四年に七二歳で死んだとき、三千冊以上の蔵書の半分と、手稿や書簡のすべてを、かれの従兄弟ピーター・キング大法官にのこした。それらの遺稿は、キング卿の子孫がずっと保管していたが、一九四二年に、かれらの最後の所有者であるラズレイス伯がオックスフォードのボドリ図書館に大部分の遺稿を寄託した。その後数年間、編集者ライデンが遺稿の内容や重要性を報告し、遺稿選集の出版準備をする目的で、オックフォード・クラレンドン・プレスに代って、これら所蔵遺稿集検討にあたったのである。この報告は一九四六年にオックスフォード大学委員会に提出された。この遺稿はピリグリム・トラスットの財政的援助をうけて、一九四七年にボドリ図書館が購入してから、多くの新しいロック伝の資料や、未出版だった多様な著述が一般の人々の手に入るよう

になつたのである。ラザレイス・コレクシヨンのロックの草稿は二つのグループに分れる。一つは、ほぼ三千の手紙からなる書簡集であり、もう一つは、日記やノートを多く含む雜草稿であつて、全部で千種目の遺稿集となつてゐる。John Locke, *Essays on the Law of Nature*, edited by Leyden, p. 1. また、この出版事情について浜林正夫「ジョン・ロックの自然法論」商學討究、第六卷、一号、一五ページを参照。

- (4) 若きロックの時期をいつに取るかといふことも一つの問題であるが、一おうここでは、王政復古の初期にあたり、ロックの三〇歳の初期である一六六〇年代初期におきたい。ついでながら、ここで問題とする『自然法論』がかかれた一六六四年は、ロックが三二歳のときであつた、もとよりこの著作以前に断片的な著述、たとえば *Question: whether the Civil Magistrate may lawfully impose and determine the Use of indifferent Things in reference to Religious Worship?* が、一六六〇年に出ているが、まともな形では、なんとしてこの『自然法論』であつた、とらう。

なお、六〇年代のロック思想の研究は、さきであげた諸文献のほか、Aaron, R. I.: *John Locke, 1655*, などのもつてくつかの伝記がすべてあげられねばならないが、わが国での研究では、いままでわたしの知りえたところでは、浜林正夫「ロックにおける革命権思想の形成」(一橋論叢三三卷五号)、「J・ロック没二五周年記念」所収、一九五四年十一月)、浜林正夫「ロックの自然法論」(商學討究、六卷、一号、一九五五年六月)、おなじく、浜林正夫「王政復古から名譽革命へ」(水田洋編『イギリス革命』御茶の水書房に所収)、中村恒矩「ロック初期思想形成について」(一橋論叢、九月号、四〇卷三号)がある。

## 二 政治思想の影

一六六四年の『自然法論』を手がけるにあたって、ロックはまず、第一論文で、「道徳法 rule of morals」または自然法 law of nature は、われわれにあたえられているか」といふ問題から出発している。この問題にたいするロックの解答は、つぎのようである。この世界は神の命によつて秩序づけられており、すべては神の意志で動いてゐる。「神は世界中を統轄している。というのは、天がたえず回転し、大地がしっかりと立ち、星が輝くのは、

神の命によるものであるから。また、広い海に境界をおき、あらゆる種類の植物の発生や成長の仕方や期間を決めるのも、神であるからである。つまり、あらゆる生物がそれ独自の生誕と生活の法則をもつのも、神の意志に従うてのことなのである。<sup>3)</sup>「この世界では、その一部である人間といえども、すべてこうした神の命である自然法に従属するのである。「人間のみがこれらに適用される法からまぬがれて、生活の計画も、規則も、形式もなく、この世に生れてくる」ものではない。<sup>4)</sup>」

このような神の命によって、自然や世界は秩序づけられており、これは超經驗的にあたえられているのである。この神の意志 *will of God* である自然法は、人類がこれを識別するといなにかかわらず、客観的に——だが、ポテンシャルに——存在するものであり、人間の理性 *Reason* によって作られたり、変えられたりするものではない。「理性はわれわれの精神の一能力であり、われわれの一部にはかならぬのであるから、事実、それがわれわれに法をあたえることはできない<sup>4)</sup>」。とすれば、ここに人類や理性を超えて、自然法がこれらに対して存在することになるであろう。しかも、この自然法が人間を超越して存在することになれば、自然法と人間との関係は、自然法が上から人間にのぞむという一方的な通路だけがのこされることにならないであろうか。ロックは両者の関係を、権利 *right* ではなくて義務 *obligation* にみてゐる。「自然法は自然権 *natural right* と区別されねばならぬ<sup>5)</sup>」し、「人間はあらゆる点で自然法に服従し、義務の原理が自然法には前提されている」のである。

こうして、人間から自然法へ行く通路はなく、自然法が人間に一方的に義務を課し、自然法への服従 *obedience* を要求することになる。のみならず、この義務は単に主観的なものではなく、客観的に保障されていなければならぬ。すなわち、人間が自然法に義務を負うということは、その裏側で自然法が法として客観的に服従さるべき効



力をもつこと、いいかえれば人間を拘束する力をもつものでなければならぬ。ロックはこの自然法の客観的な効力について、第六論文「人間は自然法で拘束されるか」という設問と、第七論文「自然法の拘束力 binding force は普遍的で永遠であるか」という設問のなかで、展開している。自然法は具体的に「法として人間を拘束しなければ、その効力はないのであり、秩序を維持できないのだが、自然法はこの拘束力をば、つぎのような責任 liability を人間に課すことによつてうけとる。「自然法のきずなは、われわれに責任の遂行を強制する」。しかも、「この責任は二重である」。すなわち、自然法または上位者の意思 superior will が公布されるばあいに、「われわれはこれに服従する義務がある」のであり、これこそ「義務として服従すべき責任」なのである、のみならず、この義務を怠り責任を回避する者は、「強力 force と処罰 punishment」によつてその權威に従属させられなければならない。こうして、人間は内なる良心と外拘強力によつて、二重の責任をあい、このことによつて秩序が維持される、といえよう。

しかも、このばあい人間にたいする自然法の拘束力は絶対的なものである。もし、そうでなければ、自然法は法としてなんの役割や意義をもちえないであろう。すなわち、まず第一に自然法の拘束力は永遠 perpetual であつて人間のうちに、つねに支配しておらねばならない。「自然法のきずなは、永遠で、人類とともににはじまり、かつ終るのである」<sup>8)</sup>。もっとも、個々の人間は、その行為する場所や時期は不定であり、行動そのものも連続しておこなわれるわけではないけれども、われわれ人間は、「法にしたがつて活動を止めることができるが、法に逆つて行動できない。この人生の旅において、たびたび休息はゆるされるが、しばらくも迷いはゆるされないのである」<sup>9)</sup>。こうした意味で、自然法の拘束力は人類のあるかぎり、永遠にはたらいっている、のみならず、それは第二に、普遍的

universalなものである。すなわち、個々の人間はそれぞれの立場があり、王と臣下、將軍と兵士、親と子というように、いろいろの環境や身分のうちにあるものである。さらに、ギリシャ人と野蛮人といった文明状態の差別もある。そこには、いろいろの人間関係のちがいにおうじて、王の義務は臣下の義務と異ならざるをえない。だが、これらの個々の具体的な環境や身分のちがいを越えて、またこれらを通じて、自然法の拘束力はすべてに同じく働らくものである。「自然法の拘束力はすべてのところで同一であり、ただその環境がちがっているだけである」<sup>10)</sup>。

このようにみると、具体的な個人はそれぞれ身分や環境をちがえこそすれ、これらを拘束して、一つの全体的秩序を維持しているものこそ、実は自然法であり、神の命 *decreet of God* なのである。そして、このばあい、世界または社会の秩序は個人がこの法に従うべき道德的義務をおっていることによつてのみ維持されるのであつて、けつして個人の自然的権利または各人の私的利益 *private interest* は考慮されていない。この点が、『政治論』を貫ぬく後期ロックの思想的基調とはまったく異なる点であるとともに、近代自然法思想史上でもむしろホッブスとも異つた性格であるとみられるものなのである。<sup>11)</sup>すでに、『自然法論』全体の問題提起とでもいうべき第一論文で、「自然法は自然権と区別されねばならない」とのべ、さらに最終論文である第八論文「各人の私的利益は自然法の基礎であるか」で、だめを押すかのように、この自然権をはつきりとしめだしてしまふ。ところで、問題は、なぜ若きロックがこのように自然権を拒否したのであるうかということ、あるいは、なぜ後期のロックのように自然権と自然法との調和を求めようとしなかつたか、という点であろう。ロック自身はこの理由を三つあげているが、これらの諸点をつぎとめてみると、つぎのようになるだろう。まず、『政治論』では個人が自己の生存権をもち、各人が自由な行動をしてなおかつ社会の秩序がたまたれ、自然法と調和していたのは、実は個人が労働する主体であり、

この個人の自己の生活のための労働によつてブルジョワ社会全体の生産力が発展し、えたからであつた。<sup>12)</sup> この各人の労働による私的利益の追求は、なんら公共の利益 public interest と矛盾することなく、むしろそれは自然のポテンシャルな生産力をアクチュアルなものとし、人類共同の利益を増大させたのであり、自然的正義に適うものであつた。だが、『自然法論』ではこのような個人の労働という概念は考えられてはいない、したがつて、これによる生産力の発展の可能性は生れてはいない。この点はまたホブズや同時代人の思想とは、なんら変りないのである。つまり、「一方の得は他方の損」という初期重商主義の考え方にとらわれていて、「各個人の私的利益」が放任されるならば、共通善が損われるにちがいない、というのである。「事実、多くの徳や、その最善なるものは、ただわれわれが我々自身の損失において他人に善をなすことにある」<sup>13)</sup>。そして、有徳な行為をなす人々は、「かれら自身の利益ではなくて、国家や人類全体の利益 interest of the commonwealth and of all mankind を追求する」<sup>14)</sup>。逆にいえば、正義の実現である自然法は、私的利益をその基礎とすることはできないのである。

もとより、若きロックはその自然法思想の体系のうちに、個人の私的利益を全く排除してゐるのではない。ロックはその時代の子としてロックなりの自然法と私的利益との関係づけを、いいかえれば、自然法のうちの私的利益の地位づけをおこなつてゐる。「われわれが各個人の私的利益が自然法の基礎でないというとき、人間の平等の共同法則と各人の私的利益とが、たがいに矛盾しあつてゐるといつてゐるのだというふうに理解してもらつてはこまる。なぜなら、自然法こそ各人の私有財産をもつとも強力に保護するものであつて、これを守ることなしには、だれも自己の財産を支配することも、またかれ自身の利益を追求することもできない」<sup>15)</sup>のである。だが、自然法を守ることによつて、各人の幸福と安全は確保され、個人の自然権が生かされるというこのことは、自然法のわくのな

かでのみ、自然権がみとめられていることであり、主役はどこまでも自然法であつて、自然権はいわば脇役を演じているにすぎない。したがつて、自然権を放任するとすれば、ホッブズとおなじく、人々は「戦争状態に入り、……こうして社会は廢絶され、社会のきずなたるべき信頼はたちきられる」ことになるのである。したがつて、個人の利益や効用 *utility* はそれ自体としてはみとめられず、自然法への遵法への結果であるとされる。ロックはこれを手段と目的との関係において、つぎのようにのべている。「効用は自然法の基礎でも、義務の基礎でもなくて、自然法に遵法した結果である。……行為の正しさはその効用によるのではなくて、反対に行為の効用はその正しさの結果なのである」。

われわれはこれまで、若きロックの思想をば、自然法の論理構造に焦点をあててきたが、かれの政治思想は神の命である自然法から個人の行動や利益を絶対的に拘束するというかたちで、秩序を構成した。そこでは、個人が自己の意志で自由に行動し、自己の生活手段をそれ自体として追求する近代ブルジョワジーの姿をとっていない。むしろ、個人的自由や個人的利益が少くとも論理の要として、思想全体を貫ぬいていないかぎり、むしろ十六世紀の政治思想のわくを出ておらず、したがつて後期のロックの『政治論』とは一線を画するものであろう。ところで、この政治論の古き側面が、王政復古という当時の歴史的状況のなかで、いかなる意義をもつのだろうか。結論を先取していえば、これは、ピューリタン革命を合定して王政復古の理論的基礎をあたえたことになりはしまいだらうか。この実践の問題に対する解答は、第五論文「自然法は一般的合意 *general consent* から知られるか」で、きわめて端的にしめされる。すなわち、すでに予期しうるように、解答は革命の否定であつた。だが問題は、こういえるのは外見的にすぎない、ということであり、この点のみを若きロックの思想的基軸とする見方を拒否することが、本論

の中心点なのである。この主題への接近は、つぎの「啓蒙思想の光」の節で展開するであろう。いまここでの論点は、たとえ表面的にもせよ、ロッタが以上の自然法の論理的立場に立って、プエリタン革命から王政復古への歴史的实践の課題に妥協していった、というそのことである。第五論文の冒頭で、「民の声は神の声である Vox populi vox Dei.」という定言が、いかにまちがっているかをつぎのようにのべて、人民の革命権を否定する。「この命題がいかにあやしいものであり、誤りであるか、また害悪を生みだすものであるか、さらにこれまで、この不吉な諺がいかに党派的な精神と残忍な意図のもとに一般民衆の間にひろげられてきたかを、われわれはあるきわめて不幸な教訓によつて教えられてきた。事実、もしわれわれが、人民の声があなたかも神の法の使であるかのように人民の声に耳をかたむけるならば、神の存在をとうてい信じるわけにはいかない<sup>18)</sup>。いうまでもなく、この主張の背景には、ピエリタン革命における革命派が人民の声または一般的合意の名のもとに、王国の顛覆をはかり、法の侵犯をあえてなしたことの反感がひめられているのである。およそ、革命が秩序を破壊するかぎり、自然法とはけつしてあいれるものではなくて、そのかぎり、「われわれは人間の合意のうちに、理性の教えや自然の掟を求めてもむだであろう<sup>19)</sup>」。自然法は、なによりも全体的な秩序と平和をもたらすものである。そのために、神は自己の創造物に權威をもつてのぞみ、自己への服従を求めたのであった。また、このために、神は人民への支配権を専制君主に譲渡するばあいもありうるのであって、そのかぎりこれは合法的である。さきの第六論文が、この間の事情をはつきりさせてくれる。ロッタはファイルマーまがいの論法でつぎのようにのべている。「たれかが他者に權威と支配をふるうのは、自然権と創造権によるか、……贈与権によるかいずれかである。……神が最初に生れたものや専制君主に他人への支配権の一部を譲渡したのである<sup>20)</sup>。とすれば、ここにプエリタン革命から王政復古への道は、若きロ

ックの自然法によってはっきりと弁護をされてゐたのではあつたか。<sup>21)</sup>

(1) John Locke: *Essays on the Law of Nature*; edited by W. von Leydon, 1954. (式一 *Law of Nature* と略す) p. 108-9. この第一論文は自然法思想全体の問題提起をなす論文である。

なお、この書物は、よきにかかげた遺稿集のうち『*Essays on the Law of Nature*, 1664. とをなす』一六六四年にロッキングがクライスト・チャーチの道徳哲学の教官を辞めるに当たつてのゝた告別演説 *Censor's Valedictory Speech*』および一六七六年の日記と七七年のノートからなる *Philosophical Shorthand Writings* など三種類の草稿をもつてゐる。こゝで初期の自然法思想をとりあげるかぎり、主に *Essays* を問題とする。この「自然法論」は、もつた第一論文から第八論文まで、八つの論文からなる。

(2) *Law of Nature*, p. 108-9. (4) *Law of Nature*, p. 110-11.

(6) *Law of Nature*, p. 182-3. (8) *Law of Nature*, p. 192-3. (10) *Law of Nature*, p. 196-7.

(11) 自然権のとりえ方についてのホッブスとロッキングの関係について、浜林正夫「ジョン・ロッキングの自然法論」一六二頁を参照。「利益の追求が秩序と矛盾する」というこの有名な考え方は、実はホッブスのそれとあまり違わないのであるが、重要な点は、ホッブスが各個人の欲求の追求をよびおこすということから、それ故に欲求を守るためには欲求を制限しなければならぬと主張するのに対し、ロッキングは欲求は闘争をひきおこすということから、それ故に欲求は自然法の基礎たりえない、と主張してゐる点である。」

(12) John Locke: *Second Treatise of Civil Government, Works of John Locke*. Vol. 4. (鈴木秀勇訳『統治論』世界大思想全集八巻)を参照。わたしは、この個人の私的労働を媒介として人類全体を共に社会全体と個人との調和的關係が実現されるとする点を、前掲論文「三」「自然状態の論理」のなかであらうかした。

(14) *Law of Nature*, p. 206-7. なお若きロッキング思想における生産力の欠如と、初期重商主義的要案について、浜林正夫前掲論文一九二〇頁を参照。

(6) *Law of Nature*, p. 212-3. (7) *Law of Nature*, p. 214-5.

(18) *Law of Nature*, p. 160-1. 若きロッタの政治思想の暗さは、この一般的合意の否定とその実践的帰結であるプユリタン

革命への反感のうちにあるとされる。これまでの研究は、この点を若きロッタの汚点、または逆に近代民主主義思想の反人民的性格として指摘している。たとえば浜林氏の所論によれば、「一六六〇年代初期のロッタは、ホッブスの自然権思想の展開者であるどころか、逆にそれに対するのはげしい批判者なのであり、さらに、ホッブスの絶対主義思想の批判者であるどころか、逆にその支持者である、という、およそ通説とは正反対の態度があらわれているのである。そのかぎり、一六六〇年代のロッタは一九六〇年のロッタとまったく別人のようであるとさえ、いえるであろう。また中村恒矩氏は前掲論文「ロッタの初期思想形成」のなかで、第五論文が問題の主軸であるとして、ピユリタニズムとの対比においての初期ロッタを、つぎのように位置づけている。「王政復古前後のロッタ思想については、既存の社会的価値を守ろうとし、新しいそれらを批判せんとしたのは、むしろロッタの方であったといえる。……ロッタが若い時期に『自然法論』『世俗極力論』をも書いたということは、これらの啓蒙思想の代表的著作『悟性論』『統治論』などを指す——引用者——にも影を落している。」

たしかに、個人の自然権や民衆の合意を拒否し、革命権をも否定するかぎり、つまり政治思想に視点をずえるとき、これらの評価は妥当であろう。だが、問題は、若きロッタの認識論における啓蒙思想の躍動である。この点をロッタの初期の思想の中軸にすえるか否かで、この評価はがらりと変わる。わたしは、このことを次の諸節「啓蒙思想の光」と「終結と展望」の展開でしめそう。

(20) *Law of Nature*, p. 184-5. こゝでは、きり、ロッタは専制君主の支配権を、神の支配権の贈与とみとめている。もっとも、上位者の命令も、神の意志にそうかぎりのことではあるけれども。君主について、第七論文でつぎのようにもいつている。「一人の臣下はだれも王に服従すべきである。が、一人の間人はだれも臣下たる義務を負わない。なぜなら、ある人間が王として生れるのだから。」*Law of Nature*, p. 196-7.

(21) ロッタの政治思想をこのように認識論から分離して規定することは、本来あやまりであるかもしれない。なぜなら、両者はロッタのうちで事実上、結びついているのだから。だが、このことはのちに展開しよう。いまは、ロッタの一面面をうきばりにするために、こゝした叙述の方法をとるのである。